

四国手話通訳問題研究会 規約

第1条 (名称)

本会の名称は、四国手話通訳問題研究会(以下、「四通研」という。)と称する。

2 一般社団法人全国手話通訳問題研究会(以下「全通研」という)定款第4条及び全通研運営規則第3条の四国ブロック組織と位置づける。

第2条 (事務所所在地)

本会の事務所を、「徳島市南矢三町2丁目1-59の徳島県立障害者交流プラザ2階徳島県聴覚障害者福祉協会内」に置く。

なお、従たる事務所を必要な地におくことができる。

第3条 (目的)

本会の目的は、手話を通じて聴覚障害者に関する諸問題を学び、四国ろうあ連盟及び関係団体と連携しつつ手話通訳保障の確立をはじめ、聴覚障害者福祉の向上をめざす。

第4条 (組織構成)

本会は、全通研定款第3条及び全通研運営規則第2条に定める四国ブロックの各県手話通訳問題研究会をもって組織を構成する。

第5条 (事業及び活動)

本会の事業は第3条の目的を実行するために次のことを行う。

- (1) 研修会等を開催し、研究、活動成果の交流と理論化をすすめる。
- (2) 機関紙等を発行し、また手話の研究、保存につとめる。
- (3) 広く聴覚障害者福祉に関わる人々の指導、育成をはかる。
- (4) 手話通訳活動にたずさわる人々の組織化をすすめる。
- (5) 聴覚障害者に関する諸問題の正しい理解を広めるための活動をすすめると共に、諸団体、研究機関とも提携していく。
- (6) 全通研のブロック推薦理事の選出をする。
- (7) その他必要なこと。

第6条 (役員)

本会の役員は、次のとおりとする。

会長 (ブロック長) 1名
副会長 (副ブロック長) 2名
事務局長 1名
組織部長 1名 (NGSメンバーから選出)
健康対策部長 1名

運営委員	若干名
監査	若干名

第7条（役員会）

役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。
- 3 役員選出については、年度当初の役員会にて会長（ブロック長）・副会長（副ブロック長）を選出し、その他の役員は各県から選出された役員をもって構成する。

第8条（総会）

総会は、最高の議決機関であり会長（ブロック長）が毎年4月に招集する。

- 2 総会において次の事項を議決する。
 - ・事業報告及び収支決算
 - ・事業計画及び収支予算
 - ・本則の変更にかかわる事項
 - ・役員選出
- 3 総会代議員数は、各県の当該年度全通研代議員数と同数とし、その2分の1以上の出席若しくは委任をもって成立する。
- 4 総会議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 総会代議員数の3分の2以上の請求があった場合、若しくは緊急の場合には会長（ブロック長）は、臨時総会を招集することができる。

第9条（財政）

本会の財政は、各県の負担金・四通研主催の事業収入により賄う。

- 2 各県からの負担金の内訳については、会員数66人以下を1万円、67人から99以下は一人につき150円で加算し、100人以上は1万5千円とする。
- 3 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条（規約の改廃）

この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛同により改廃することができる。

第11条（付則）

この規約は、平成12年4月1日より施行する。

この規約は、平成16年4月1日より改正する。

この規約は、平成18年4月1日より改正する。

この規約は、平成20年4月1日より改正する。

この規約は、平成23年4月24日より改正する。

この規約は、平成25年4月27日より改正する。

この規約は、平成26年4月13日より改正する。